

# 令和5年度 第2回島根県社会教育委員の会議

日 時 令和6年3月18日(月)

10:00～12:00

場 所 サンラポーむらくも(彩雲の間)

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 教育長挨拶

### 3 議 事

#### (1) 意見聴取事項

令和6年度社会教育関係団体への補助金交付について

#### (2) 報告・説明事項

①令和5年度社会教育課の主要事業の報告と今後の取組について

- ・社会教育士確保・養成事業
- ・ふるさと教育推進事業
- ・結集!しまねの子育て協働プロジェクト
- ・ふるさと人づくり推進事業

②社会教育関係表彰者について

③その他

#### (3) 中国・四国地区社会教育研究大会島根大会の振り返り

#### (4) 意見交換

地域の社会教育振興のために島根県社会教育委員としてできること  
～中国・四国地区社会教育研究大会島根大会を経て改めて考える～

### 4 閉会

令和6年3月18日

## 社会教育関係団体に対する補助金について

島根県社会教育委員の会

### 1 関連法令等（抜粋）

#### ○社会教育法 第13条

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

### 2 県補助金の考え方

団体運営のための補助金ではなく、団体が全国大会、中国ブロック大会等の大規模な事業を実施（又は参加）する際の事業費補助を検討する。

### 3 令和5年度補助事業の実績

第45回中国・四国地区社会教育研究大会 島根大会実行委員会 550千円

### 4 令和6年度補助事業（案）

（単位：千円）

団体名	令和6年度（案）	備考
	0	
合計	0	

# ふるさと教育推進事業

## 1 目的

全公立小中学校、全学年で地域の教育資源（ひと・もの・こと）を各教科等の学びに活かし、子どもたちに、ふるさとへの愛着や誇り、地域に貢献しようとする意欲や態度を育む。

また、各教科等の学びに有効に活用することで、子どもたちに「確かな学力」、「実行力」の育成を目指す。

## 2 現状・課題

### (1) 現状

- 第7期（R5～R7）の方向性【テーマ：「確かな学力」、「実行力」の定着】

市町村交付金による市町村支援、ふるさと教育担当教員の研修、指導主事・社教主事の連携による学校支援、HPの充実、リーフレットによる周知等を通して、「確かな学力」、「実行力」を育む授業づくりが定着することを旨とする。

### (2) 成果と課題

- 市町村交付金により、各市町村で充実した実践が展開
- 教育指導課と連携してよりよい研修のあり方等について協議を重ね、各教育事務所指導主事等の協力も得ながら、県内5か所にて悉皆の研修を実施
- 研修の中で、指導主事・社教主事が連携して学校の授業支援を行った事例を紹介
- リーフレットを県内全小中学校教職員に配付して優れた実践事例を周知するとともに、配付したリーフレットを研修の中で活用
- 研修で講義した内容や、各教育事務所管内の優れた実践事例を、研修に参加していない教職員にも周知し、各校の授業改善につなげていく必要性あり
- 公民館等職員や地域の方、幼稚園・保育園職員、高校教員が、小中学校のふるさと教育の取組について知る機会をつくり、幅広い世代の参画意識を高めるとともに、連続性のある取組にしていく必要性あり

## 3 R6事業内容

- 家庭・地域と連携してふるさと教育を実施する市町村に対し、交付金の交付等で支援していく。
- 市町村におけるふるさと教育の確認作業を推進し、活動の精選等によって実施時数が減ったとしても交付金が交付できるよう、交付金の交付条件を緩和する。
- 公立小中学校のふるさと教育担当者や地域連携について更に学びたい教員を対象とした研修を東西2か所で開催する。
- 各市町村のふるさと教育好事例をホームページやリーフレット等で周知していく。

### 市町村交付金

(単位：千円)

区分	内容	R6
市町村 交付金	市町村の取組に係る支援 (19市町村×60千円)	1,140
	中学校区の連絡会、研修等に係る支援 (中学校区×25千円)	2,325
	学校の取組に係る支援 (各小学校・中学校×70千円)	20,370

## ふるさと教育の確認について

### 1 なぜ確認するのか

児童生徒の学力育成に向けた今後の取組として、県教育委員会は以下のことに取り組むこととしている。

- (1) 全国学力・学習状況調査の振り返り
- (2) 低学年における学習支援対策及び県学力調査
- (3) 教員の児童生徒と向き合う時間（授業準備、個別の学習支援、ノート添削など）の確保

「(3) 教員の児童生徒と向き合う時間の確保」の方策の一つとして、ふるさと教育の運用見直しを行うこととした。各市町村で実施しているふるさと教育について改めて確認していただき、ふるさと教育の質は担保しながらも、無理なくふるさと教育が展開できるようにしていきたい。

#### ふるさと教育の運用見直しについて

全国学力・学習状況調査の結果によれば、児童生徒にしっかりと学力が身に付いているとは言い難い状況であり、その要因に、義務教育で求められる内容が盛りだくさんであると考えていることから、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちに基礎的・基本的な学力が身に付くよう、文部科学省に学習指導要領の見直しを要望している。しかし、要望の実現は現時点では不明であり、仮に実現しても、反映されるまでには相当な時間がかかることが予想される。そこで、県として独自に取り組んでいるもので、見直せる余地があるものは見直していく必要があるという考えから、ふるさと教育についても実情に合わせ見直しを図っていくこととした。

現在、県教育委員会では、ふるさと教育を実施する市町村に対し交付金を交付して支援している。この交付金は、小中学校の全学年・全学級で、ふるさと教育を年間35時間以上実施することを交付条件としているが、各学校においては、地域の実態に応じた特色ある活動が35時間を大幅に超えて実施されているところもある。

今回の運用の見直しは、ふるさと教育の時間を縮減するものではなく、交付金の交付条件を「年間35時間以上」から「年間20時間以上」に緩和したものである。これを機会に活動の見直しや精選を行うことで、個別の学習支援、授業準備、ノート添削、教育相談といった教員が子どもと向き合う時間を生み出し、その結果、仮にふるさと教育の授業時間を年間20時間まで減らすことになったとしても、これまでと変わらず交付金を交付することができる。活動の見直しや精選の結果、すでに教職員の負担が軽減されている場合には、これまで通りの内容をそのまま行っていただくこともあると思っている。

### 2 何を、どのように確認するのか

令和6年度中に、各市町村・各学校でふるさと教育の取組を進めながら確認作業を行い、令和7年度より、確認作業の結果を反映させた新たな計画のもとで、ふるさと教育に取り組んでいく。

#### (1) 中学校区のふるさと教育一覧表の確認

##### 【視点】

- ・ 学年、校種が上がることに従い、発展的に学習がなされ、系統的積み上げがあるものになっているか。

#### (2) 各校でふるさと教育の年間計画を確認

##### 【視点】

- ・ 中学校区の一覧表の確認を受け、系統的積み上げがあるものになっているか。
- ・ 単元や教材ごとに取り扱いの軽重をつけることで、重とした学習活動をより質の高いものに行えないか。
- ・ 学習活動を構築していく上で、事務、渉外の視点から役割分担を再考することで、授業者の負担を軽減することはできないか。

## 結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業

本事業は、国の「学校を核とした地域力強化プラン」のうち、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」及び「地域における家庭教育支援基盤構築事業」を活用して行う。

### 1 国・県の動きと方向性

<国の動きと方向性>

国事業「地域と学校の連携・協働体制構築事業」

#### ● 補助要件の設定

(1) コミュニティ・スクール<sup>\*</sup>を導入していること、または導入計画を有すること。

- ① 都道府県並びに市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること
  - ② 都道府県並びに市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること、または事業を実施する当該年度に導入計画を策定すること
- ※「地方教育行政組織及び運営に関する法律第47条の5」に規定する「学校運営協議会制度」をいう。

(2) 地域学校協働活動推進員または地域学校協働活動推進委員と同様の役割を担う者（地域学校協働活動推進員等）を配置すること

⇒社会教育法に基づく教育委員会からの委嘱を受けていないが、地域と学校の情報共有や地域住民等に対する助言を行うなど、地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う者も含む。

#### ● その他

- ・ 事業におけるEBPMの推進に関する取組  
「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を実施する各地方自治体が、事業で達成する目標等を設定し、EBPM的観点から効果検証を行う仕組みを構築
- ・ 事業の実施に当たっては、幅広い地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること

国事業「地域における家庭教育支援基盤構築事業」

- ・ 保護者への学習機会の効果的な提供
- ・ 親子参加型行事の実施
- ・ 家庭教育に関する相談対応や情報提供
- ・ 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施

<県の動きと方向性>

① 補助要件、補助対象

- ・ 補助要件、補助対象については、国の要綱等の変更に伴い「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」の要綱との変更を行うため、基本的には国の説明を参照のこと

② 事業推進の重点

ア 補助金による事業や活動にとどまらず、地域内に生まれている様々な協働活動も取り込みながら、地域の協働活動を再整理・再構築を行うことで、より多くのより幅広い層の地域住民がつながり、地域全体で子どもの教育に関わる体制を強化する。

- イ 地域学校協働活動推進員等の配置促進・機能強化
- ウ 地域学校協働活動推進員等の養成・育成
- エ 地域住民への積極的な広報

③ コミュニティ・スクール

- ・ 国のCSマイスター派遣事業、CS調査等は、教育指導課が担当

## 2 今後の手続き（例年の予定）

(1) R5年度分について

- ・ 3月下旬：実績報告書等提出

(2) R6年度分について

- ・ 3月：仮申請提出
- ・ 4月：事業執行開始  
：国による査定に伴う交付額の調整
- ・ 5月：事業計画書提出依頼
- ・ 7月：事業計画書提出
- ・ 8月：交付決定

※ 令和6年度事業費においても査定を行う場合がある。

## 3 留意事項・連絡

(1) 会計処理及び予算執行について

- ・ 適切な計画を立て執行（不用額の減）
- ・ 不適切処理がないように注意

(2) 研修等について

- ・ コーディネーター研修（東部会場、西部会場各1回 合計年2回で計画）  
対象：各市町村担当者及び地域学校協働活動推進員等（地域CNを含む）
- ・ （令和6年度）実践発表、交流会を予定

# つながりづくり「ふるさと活動」実践事業

## 1 目的

- 子どもたちが地域住民に支えられて進める「ふるさと活動」を充実させながら、将来的な地域のリーダーとなる人材を育成する。
- 将来的な還流をめざし、大学生や若者が「ふるさと活動」を通して地域とつながり続ける動きを定着させる。

## 2 事業内容【期間：R4～R6】

### (1) 市町村支援

#### ① 市町村の取組

- 公民館等や地域住民等の協力を得ながら、子どもたちが行う「ふるさと活動」を支援する。また、子どもたちが「ふるさと活動」を通じて大学生等とつながり続けることができるように支援する。

※ 事業の実施にあたっては、各教育事務所の社会教育スタッフ企画幹、県社会教育課等が市町村派遣社会教育主事とも連携しながら、相談、アドバイス、情報共有、情報提供を行う。

#### ② 支援内容

【新規】県1／2補助、補助額上限500千円／1市町村×3市町村程度

【継続】県1／3補助、補助額上限333千円／1市町村×1市町村程度

### (2) 県の取組

- 交流会等の開催

「ふるさと活動」の効果や好事例を周知し、活動が県内全域へ波及していくよう、未実施市町村も含めた全市町村を対象に交流会を開催する。



# 「学びのサイクル」による人づくり促進事業

## 1 目的

- 「学びのサイクル」を生み出す活動を、地域団体と一緒に実施する公民館等に対して、市町村が支援することにより、地域課題の解決に向けて自発的・継続的に取り組む人づくりを促進する。

学びのサイクル：学習や実践活動をきっかけに、地域住民が気づきや達成感、向上心等を得て次の学びに向かい、くり返すことによって成長していく過程



## 2 事業内容【期間：R5～R6】

### (1) 市町村支援

#### ① 市町村の取組

- 地域団体と一緒に実施する「学びのサイクル」を生み出す活動に取り組む公民館に対する支援例）
  - めざす地域の姿を明らかにし、それに向けた活動計画づくりへの助言
  - 人づくりを進めるプロセスを意識した取組となっていくよう、必要に応じた助言
  - 活動のふり返しにおける成果と課題の整理
  - 市町村内での横展開 等

#### ② 支援内容

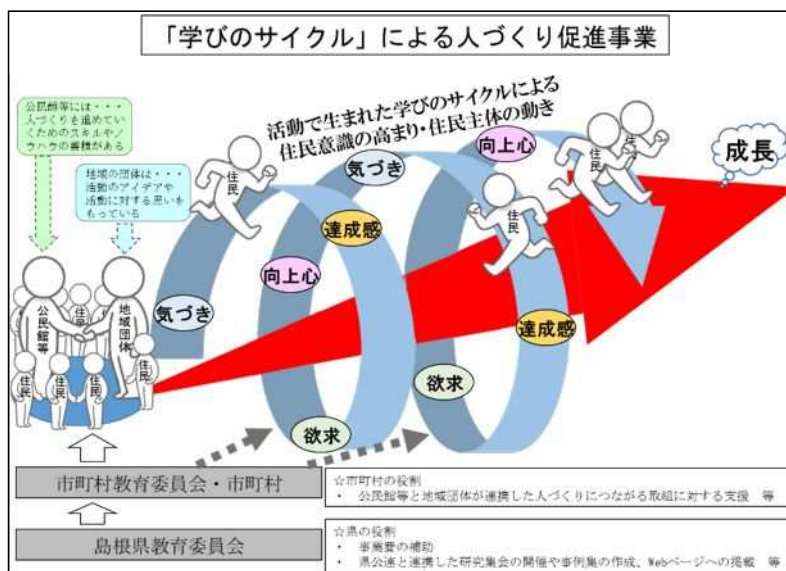
県1／2補助、補助額上限300千円／1公民館等

※ 1市町村から複数の公民館等の申請可

※ 実施市町村数は予算の範囲内で決定する。

### (2) 県の取組

- 県公民館連絡協議会が開催する県公民館研究集会での活動事例の紹介
- 活動を掲載したリーフレットを配布したり、県公民館連絡協議会 Web ページに掲載したりすることによる県内への周知





事業名	社会教育士確保・養成事業										
事業目的	<p>学校と地域との協働による人づくりや多様な主体の参画による地域を担う人づくりを推進していくため、高等教育機関等と連携し、人づくりや地域づくりについての専門的知識やノウハウをもった社会教育士等の養成と資質向上を図る。</p>										
事業概要(内容)	<p>① 高等教育機関と連携した社会教育士育成事業          高等教育機関と連携・協働し、県内における人づくり・地域づくりを推進していく人材(社会教育士)を育成する。</p> <p>② 社会教育主事講習派遣事業(社会教育主事の養成)          公立小中学校教員等に社会教育主事となり得る資格を取得させるため、大学等で開講される社会教育主事講習へ派遣する。</p> <p>③ 社会教育主事(士)研修事業          県内の社会教育主事、社会教育士、社会教育担当者等の資質向上を図る研修会やネットワークづくりのための交流会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任社会教育主事・士等研修会(年1回)</li> <li>・社会教育主事・士等研修会(年3回)</li> <li>・指導主事・社会教育主事会(社会教育部会)(年2回)</li> <li>・社会教育士等研修会</li> </ul> <div data-bbox="308 1019 1396 1579" style="text-align: center;"> <p><b>社会教育士確保・養成事業</b></p> <p><b>島根を創る人づくり</b></p> <p>学校と地域の協働による人づくり ← <b>社会教育士</b> → 公民館等との連携による地域を担う人づくり</p> <p>「学びの場づくり」と「つながりづくり」</p> <p><b>学校</b>          教員有資格者 (地域連携・ふるさと教育担当教員等)          ・社会に関わった教育課程の実現          ・カリキュラムマネジメントの確立等</p> <p><b>学校・地域</b>          県・市町村教委の社会教育主事派遣社会教育主事          ・市町村社会教育主事の専門性の強化・育成          ・学校を核とした地域づくりの具現化 等</p> <p><b>社会教育施設配置の社会教育主事</b>          ・体験活動の充実、社会教育関係者の資質向上</p> <p><b>魅力化コーディネーター 地域学校協働活動推進員 等</b>          ・学校と地域の多様な主体とのつながりづくり等          ・学校と地域の連携・協働強化          ・地域の教育力向上</p> <p><b>地域</b>          公民館等職員          ・地域課題解決に向かう学習・実践活動支援          ・住民同士のつながり意識や絆の強化 等</p> <p><b>行政・地域運営組織・NPO・企業等の担当者</b>          ・多様な主体の参画による地域課題解決          ・ネットワーク型行政の実質化 等</p> <p>↓          地域を担う人づくりの推進</p> </div> <p>【令和5年度 社会教育主事講習受講者数】</p> <table border="1" data-bbox="308 1691 1396 1881"> <tr> <td></td> <td>島根大学</td> <td>広島大学</td> <td>社会教育実践研究センターにおける講習の島根会場</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>59名 ※内、県内受講者 26名</td> <td>9名</td> <td>38名 ※分割履修者を含む ※東・西部の2会場で実施</td> </tr> </table> <p>※岡山大学社会教育主事講習 R7年度開講予定(隔年開催)</p>				島根大学	広島大学	社会教育実践研究センターにおける講習の島根会場	人数	59名 ※内、県内受講者 26名	9名	38名 ※分割履修者を含む ※東・西部の2会場で実施
	島根大学	広島大学	社会教育実践研究センターにおける講習の島根会場								
人数	59名 ※内、県内受講者 26名	9名	38名 ※分割履修者を含む ※東・西部の2会場で実施								

## 令和5年度 第2回島根県社会教育委員の会議の意見交換について

### 1 意見交換テーマ

地域の社会教育振興のために島根県社会教育委員としてできること  
～中国・四国地区社会教育研究大会島根大会を経て改めて考える～

### 2 テーマ設定の理由

令和5年11月16日～17日に、第45回中国・四国地区社会教育研究大会島根大会が島根県民会館を会場に開催されました。県内外から約500名の社会教育関係者が集い、講演やパネルディスカッション、分科会等を通して、深く学び合うことができた2日間となりました。大会全体を通して、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の関係性と社会教育の役割についてということテーマに学び合い、パネルディスカッションや分科会で、それぞれの分野の実践を聞いて意見を交流したことは、参加者の想像力を掻き立て、今後の実践意欲を高めるものとなりました。

この大会は、県内各地の社会教育の取組に再度光が当たる大会となりました。社会教育が注目され、社会教育に携わる人々の実践意欲が高まっている今をチャンスと捉え、地域の社会教育がますます振興していくために、島根県社会教育委員としてできることを改めて考えてみたいと思い、本会議の意見交換のテーマを設定しました。

令和5年度第1回島根県社会教育委員の会議（令和5年9月1日開催）では、島根の社会教育流儀である「集って、楽しんで、学んで、動いて、変えていく」というプロセスの中で、「集って」のところに課題が生じていること、ずっと続いているという安心感は大切にしながらも「変えていく」ことは何かをよく考えること等が話題として挙がりました。また、新たな教育振興基本計画が掲げる「持続可能な社会の担い手の育成」「ウェルビーイングの向上」等について考えるとき、社会教育だけで考えるのではなく、学校教育、幼児教育、家庭教育など、全体の中で考えることの大切さなども話題として挙がっていました。

今回の第2回会議で、島根県社会教育委員として何ができるか考えることは、第1回会議で挙げた課題の解決に資するものであるように感じます。

島根県社会教育委員の皆様におかれましては、第45回中国・四国地区社会教育研究大会島根大会の参加者アンケート等から得られた島根の社会教育の強みや弱み、第1回会議で話題に挙げたしまねの社会教育の課題等から、島根県社会教育委員（個人・会議体）として何ができそうかご意見をお聞かせいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### <事前確認のお願い>

会議の中で、第45回中国・四国地区社会教育研究大会島根大会を振り返る時間や、大会参加者からいただいた意見等について説明する時間を設ける予定ですが、限られた協議の時間が充実するよう意見交換資料を添付しておりますので、事前に資料をお読みいただき当日ご参加いただきますようご協力をお願いします。